

## 許 可 証

住所 東京都 八王子市館町468番地の2  
(株)完山金属

氏名 代表取締役 完 山 一 範

一般廃棄物処理業については、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第48条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり許可する。

2009年4月27日

町田市長 石 阪 丈 一



記

- |   |                   |
|---|-------------------|
| 1 一般廃棄物の種類  | 紙くず・木くず・繊維くず・ちゅう芥 |
| 2 収集、運搬、処分(最終処分を除く。)又は最終処分の区別   | 収集・運搬             |
| 3 作業場所  | ～ 町田リサイクル文化センター   |
| 4 許可期限  | 2010年 3月 31日まで    |
| 5 条件  |                   |
| (1) 廃棄物関係法令を遵守すること。<br>(2) 資源化及び減量化に努めること。<br>(3) 市の指示に従うこと。<br>(4) その他 |                   |

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。